

## 【むすび】

### 1 一般会計・特別会計予算の執行状況等

(1) 予算の執行状況（一般会計及び特別会計（水道事業特別会計を除く））  
 一般会計の予算額に対する収入済額の執行率は50.1%（昨年度49.7%）、支出済額の執行率は39.4%（昨年度37.6%）であり、概ね適正な予算執行がなされている。

一般会計の予算額に対する収入済額の執行率は57.1%（昨年度55.9%）、支出済額の執行率は37.4%（昨年度36.1%）である。  
 国民健康保険特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は42.8%（昨年度49.8%）、支出済額の執行率は44.3%（昨年度41.8%）である。

後期高齢者医療特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は28.5%（昨年度33.0%）、支出済額の執行率は18.5%（昨年度21.0%）である。

介護保険特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は48.9%（昨年度47.3%）、支出済額の執行率は44.4%（昨年度42.7%）である。  
 介護サービス特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は54.5%（昨年度60.6%）、支出済額の執行率は45.7%（昨年度44.9%）である。

簡易水道事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は20.9%（昨年度11.6%）、支出済額の執行率は42.2%（昨年度35.4%）である。  
 下水道事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は10.3%（昨年度10.4%）、支出済額の執行率は45.0%（昨年度36.6%）である。

上財産区特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は21.5%（昨年度69.2%）、支出済額の執行率は12.5%（昨年度69.1%）である。  
 球磨郡障害者認定審査事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は59.9%（昨年度52.0%）、支出済額の執行率は41.7%（昨年度39.7%）である。

球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は55.6%（昨年度55.7%）、支出済額の執行率は45.3%（昨年度50.7%）である。

### (2) 予算の執行状況（水道事業特別会計）

水道事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は48.6%（昨年度51.8%）、支出済額の執行率は26.2%（昨年度32.8%）であり、概ね適正な予算執行がなされている。

### 2 監査の結果、特記すべき事項は次のとおりである。

(1) 旧庁舎及び旧中学校校舎等の利用状況

ア 現状



① 旧上庁舎

1階の一部を(社)あさぎり町社会福祉協議会、(株)山平及びイクトライド(株)に貸し付けており、その他の部分は物置として利用されている。2階の西側半分は書庫として、東側半分は物置として利用されている。

② 旧岡原庁舎

1階の一部を！t s u k i、(株)やまと及び(株)あさぎりツレックスに貸し付け、その他の部分は書庫兼物置として利用されている。

③ 旧須恵庁舎  
2階は一部をNHKに貸し付け、その他の部分は未利用となっている。

④ 旧岡原中学校  
一部を(社)あさぎり町社会福祉協議会、人吉地区保護司会及びKAM設計に貸し付け、残りの部分は未利用となっている。

⑤ 旧岡原中学校  
校舎は(株)村田産業に貸し付けている。26年度に普通教室棟及び特別教室棟の貸し付けを行い、残る体育館について貸し付ける方向で話が進んでいるとの説明があった。

⑥ 旧深田中学校  
校舎は2階部分を除き(株)全日本武道具センターに貸し付け、2階部分は未利用となっている。

⑦ 旧深田中学校  
技術室は(株)フォームアライアンスマネジメントに貸し付け、その他の部分は未利用となっている。

⑧ 旧須恵中学校のグラウンド  
旧須恵中学校の一部が町営住宅に利用されているほかは空き地となっており、整備もよくないためスポーツを行う環境にはない。  
※ 貸付契約は、(社)あさぎり町社会福祉協議会については使用貸借契約であるが、その他は賃貸借契約を交わしている。

## イ 問題点等

① 貸付料収入が収入未済となっている貸付先があった。  
② 旧上庁舎の書庫は施設されていない。また、物置部分は整理がなされていない。  
③ 旧岡原庁舎の！t s u k iに貸し付けている部分と本町が書庫としている部分に壁や仕切りなどの境界がない。  
④ あさぎりツレックス社は、契約している場所以外の女子更衣室及びその入り口の通路を、段ボール置き場として使用している。

## (2) 消防関係

消防団詰所の監査を実施し、その際に消火栓ボックス、消火栓及び防火水槽の状況についても部分的な監査を行った。その結果次の問題点が認められた。

- ① ポンプが起動できなかったもの 1件
- ② 防火水槽に草の根が張って使用不能と認められたもの 1件
- ③ 水道管が新しく敷設されたが、消火栓ボックスに格納されているホースの径が小さいものであったため、消火栓にアダプターを付けたが、ホー



- 入の管轄のバッキンが劣化しているため使用不能であったもの 1件
- ④ 水道管が新しく敷設されたが、すぐ近くにあった従来の消火栓に代わる消火栓がなかったもの 1件
- ⑤ 消火栓はあるが消火栓ボックスが設置されていないもの 1件
- ⑥ 消火栓及び消火栓ボックスがきめ細やかに配置されている地区と、消火栓でカバーできない区域が広い地区がある。

(3) 私法上の債権（水道使用料、住宅使用料）にかかる督促手数料  
債権回収対策連絡会議において、町が有する債権の取り扱いが検討されているようであるが、水道使用料と住宅使用料の督促手数料の取扱いに差異があるようである。同一に取り扱うべきと思われる。

(4) 平成24年度実施の下水道使用料賦課漏れ分の徴収率の低迷  
徴収率が極めて低調である。心情的なものは認めるが、町からのサービスの享受の観点からみると、全額納付している住民と同様サービスを受けているのであり、全額納付者との公平の観点からも徴収強化が要請される。

(5) 切手の受払  
総務課以外にも切手を購入、使用している課があったため、受払状況の監査を実施した。その結果、受払簿の残高は切手の保管状況と一致し、問題は認められなかった。  
なお、農業委員会事務局は、切手の保管場所の施錠がなかった。  
監査対象課  
福祉課（介護・障がい認定審査会、救護施設しらかね寮）、農業委員会事務局、建設課、教育課（学校）